

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成29年10月19日(木) 午後2時から午後4時5分まで
- (2) 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員経験者 5名

宮崎地方裁判所裁判官(司会者) 岡 崎 忠 之

宮崎地方検察庁検察官 加 藤 友 見

宮崎県弁護士会所属弁護士 川 谷 慎一郎

3 意見交換の内容

別紙のとおり

※ 裁判員経験者を「裁判員経験者 1」等と表示する。

○司会者

宮崎地方裁判所刑事部の岡崎でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。本日は、司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、本日は、裁判員経験者の方以外にも、検察庁から加藤検事、それから弁護士会から川谷弁護士に参加していただいております。自己紹介も兼ねて、一言ずつお願いできればと思います。

○検察官

宮崎地方検察庁の検察官の加藤と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

普段、裁判員の経験者の皆様とお話させていただくことというような機会はないので、大変、楽しみにしております。今後の執務に役立てていきたいと思っておりますので、今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○弁護士

宮崎県弁護士会の弁護士の川谷です。

私は、今まで裁判員裁判を 5 件担当させていただきました。いつも、どうすれば分かりやすいかなと試行錯誤しながらやっているようなところがあります。本日は皆様から貴重な御意見をいただき、それを持ち帰って、また弁護士会としても今後の弁護活動に役立てていければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会者

ありがとうございました。

お二人には、経験者の皆様からの御質問など、何かあればお答えいただくこともあろうかと思ひますし、逆に、お二人から経験者の方に質問していただくこともあろうかと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、意見交換に入っていきたいと思います。

あらかじめお配りしております意見交換事項に沿って、裁判員裁判に参加しての全体的な御感想ですとか、あるいは、選任手続を含む審理日程についての御意見、あるいは、公判審理、評議に関する課題事項など、順次取り上げて、改善点ですとか、お気付きの点など、伺って参りたいと思っております。どうぞ、忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

なお、これから経験者の皆様に御発言をお願いする際には、例えば1番の方とか、そういった形で、番号で呼ばさせていただきますので、どうぞ御了解をお願いいたします。

それでは、まず、最初の意見交換事項から入ってまいりたいと思います。最初に、皆様に裁判員裁判に参加されての全般的な御感想、あるいは、御印象についてお聞きいたします。1番の方から順番にお尋ねいたします。最初にどんな事件を担当されたのかというところを、簡単にお話していただいた上で、参加する前の裁判員裁判の御印象とか、参加された後、何か変化があったのかどうかとか、そういった点を含めて、全体的な御感想や御印象などをお話していただいたらと思っております。

では、よろしければ、トップバッターで申し訳ありません。1番の方から座ったままで結構でございます。よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者1

別れ話のもつれから放火事件になったという事件だったんですけれども、そうですね、参加した印象というのは、どうにも最初から最後まで理解のできないことが多くて、なぜこの事件が起きたのか、どうしてこういうことをしたんだろうかと、そのすっきりしないまま始まって、すっきりしないまま終わったっていうのが、これが事件なんだなというのが、深く分かったというところが一番の印象でした。

○司会者

ありがとうございました。

最後まで、もやもやが残ってしまったということでしょうか。

○裁判員経験者 1

判決はすっきり出たんですけども、やっぱりもやもやが。

○司会者

交際している男女同士の間の話のもつれから始まったような事件で、どっちが先に別れ話をしたのか、そのあたりもちょっと問題になったような感じの事件なんですかね。

○裁判員経験者 1

多々あることなんですけども、最後、放火まで行くのかってね、やっぱりそこでもやもやが出る。

○司会者

なるほどですね。ありがとうございました。

では、2番の方、お願いします。

○裁判員経験者 2

私が関係したのは、男性の上司の方が、新入社員の女性の方に、わいせつ行為行っただけという、そういう内容だったんですけど、印象としましては、どういう事実があったのかというのを、まず自分で理解して、それをまたみんなで共有し合っていて、そして、これは一体どういう罪といいましょうか、事件なのかというのを整理して、やはりお互いの言っているところが、どうもうまく合わなかったりしていたので、それで、警察の方が、写真撮ったりしてたのを、参考にしながらも考えて、納得いかないところは、みんなでちょっと意見を言ってというようなことをしまして、それで、そうですね、最初はちょっと不安がいっぱいでした。その不安というのが、何て言うんですか、私のような素人が、そういうのに関わって大丈夫なんだろう。被告人の方も、訴えて、涙流して訴えているのに、もし間違っていたらみたいな、そんな気持ちだったんですが、だんだん整理していくうちに、やっぱりこうなんだというのが、分かってきて、刑の出し方みたいなのも、裁判長さんから、ホワイトボードに書いていただいた後で、みんなで決めるっていうことで、気持ち

としては、そうですね、最終的には納得いった、すっと落ちついたという感じでした。

○司会者

被告人と被害者の方の言い分が食い違っている、いわゆる事実を否認している事件で、大変、2週間ぐらいの期間、裁判所に年末の時期にお越しいただき、いろいろ苦勞してお話していただいたというような事件でございました。

裁判員裁判について、参加する前と、参加した後で、何か印象が変わったところとか、あるいは何かございますでしょうか。

○裁判員経験者2

最初は、やはり、自分の仕事がどうなるんだと、そういうのが頭にあって、どうせ当たった人がやる、そんなように思っていたんですけど、決まってしまうたら、やっぱり腹を括ってやるしかないということで、自分の今までやっている仕事と違うところで、一生懸命、頭を使って、だからやってよかったという気持ちとしてはあります。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

私が参加しました事件は、2番の方と一緒に、強姦、強制わいせつという裁判員裁判でした。その当時、あっ、これって刑事事件だから裁判員裁判なんだというのをまず一つ思い出しながら、その日、選任の日に行ったことを今でも覚えています。1年前から名簿に載りますよという過程の中で、まさかこの時期に、もう後1か月で今年も終わっちゃうという時期に、あなた、ちょっと選ばれていますよということだったので、一瞬、選ばれなければいいなという思いがありつつ、しかし、この経験というものも、宮崎でもあるんだということが、自分の中であつたので、どちらにしても、自分の経験にしていかなければいけないと思って、行ったところでし

た。そのときに、あなたたちが携わる事件はこういう事件ですと、書いてありましたので、初めから同じ女性として、見聞きする事件の一つでありましたので、ちょっと怖いという気持ちと、どういった内容なのかなという気持ちの葛藤がありましたが、それでも、決まったということで、じゃ、どういう形なのかなと思いながら、進めさせていただきました。過程はいろいろありますが、最終的に同じ女性としての立場であったりとか、あと、ある意味、自分たちにもあり得るかもしれなかったりとか、あるいは、私には子供がいるものですから、その子供には聞かせてはいけないんだろうけれども、こういうこともあると、自分の身は自分で守らないといけないとかですね、子供たちに伝えないといけないのかなというのを最後に思いました。1週間以上、ここに通いましたが、仕事をしているよりもいいかなという感覚もありつつ、ただ毎日毎日が、事件の内容を聞かされるに従って、家に帰ってみると、忘れてしまっているかなと思ったんですが、ふと、自分の心の中が、何かちょっと重く感じるのを1週間体験したというのが、感想でした。

○司会者

ありがとうございました。

では、4番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者4

私が担当させてもらった事件は、住所不定の方が放浪生活を続けていく中で、スーパーマーケットで万引きをして、それが見つかって、その職員の方に、大きいレンチを使ってその方の腕を殴って、怪我を負わせてしまった強盗致傷の事件だったんですけど。この被告人の方は障害のある方で、本人もそれに気付いておらず、そういう生い立ちとか、そういう生活の中で、事件を起こしてしまって、その方がかわいそうとも思いながら、でも事件は事件だし、というのを考えながら、懲役とかそういうのを決めるのが難しかったです。裁判員をする前は、ニュースとか見ても、ただ判決を見て、この事件は、懲役何年になったんだぐらいにしか思わなかったんですけど、やっぱり裁判員を経験した後は、この刑を決めるのすごく悩んだ

のだろうとか、いろんな法律とかに興味を持てたので、結果的には、経験してよかったなと思いました。

○司会者

4番さんに担当していただいたのも、どういうふうに刑を決めていくのかと、難しい事件であり悩んでいただいたと思いました。どうも、ありがとうございました。

では、5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者5

私が担当した事件は、若者3名がお金を目当てに通行人を襲い、怪我を負わせてお金を奪ったという事件です。そのお金を山分けしたということです。もちろん、裁判にかかわるのは初めてですので、私たちで、その量刑を決めていいのかなというのが正直ありました。被告人の方の話を聞くと、まだ若い方だったので、そうだよ、これからがあるよねという気持ちにもなるし、被害者の方の話を聞くと、何もしていないのに後ろから突然、これは大変ねって、その方、その後も夜、外を歩けないとかいうことだったので、その後の家族のことを考えたら、気持ちが揺れるというのを経験しました。心に最後に残っているのは、判決を言い渡したときの、その若者のうちの片方の方の表情が、あっというような表情をされたので、恐らくあの表情は、ずっと忘れられないのかなというふうに、今も思っているところです。経験した後は、量刑というのにもちょっと目を向け、今までは、うん、そうねというぐらいだったんですが、量刑というのもちょっと気になりますし、そしてその背景っていうのを、なぜこんなことしたんだろうかというようなことを考えるようになりました。

○司会者

5番の方が担当していた事件も、前科のない人に対してどういう刑を科すのか非常に悩まれた事件だと思います。どうも、ありがとうございました。

それでは、次の意見交換事項に移っていただこうと思います。

選任手続と公判期日の入れ方についてということでございまして、裁判員あるい

は補充裁判員として選任された方に、参加していただきやすいような審理をどのように実現するのかというのは、裁判所としても特に重要な課題だと考えているところです。ここでは、選任手続が終わったその日から審理を行うのがよいのか、それとも翌日以降に日を改めて審理を行うほうがよいのかといった点について、もし御感想とか御意見があれば、承りたいと思っております。

本日、お集まりいただいている方は、両方ですね。その日の午後から始まっている方と、翌日以降に始まっている方と、両方の方がいらっしゃると思うんですけども、できるだけここに来ていただく日を少なくするためには、同じ日に行ったほうがいいのではないかと考える一方で、決まってからお仕事の調整をされる方も、もちろん中にはいらっしゃると思いますんで、そういう方にとってみたら、ちょっと間を空けて、調整をする期間を設けてから審理が始まったほうが参加しやすいんだという方もいらっしゃるのかなと思います。そのあたり、何か御意見があればということで、この意見交換事項を出させていただいているところでございます。

どなたか、この点について、自分の参加したのでは支障がなかったとか、いや、もう少しこうしたほうがよかったとか御意見があれば、承れればと思います。

では、5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者 5

私は、その日は決定しただけで、次の日からが審理だったんですけども、その日が終わって、職場に帰って、その3日間の仕事の段取りなどをつけられたので、その日からすぐに3日間連続というよりも次の日からのほうが、私としては非常にやりやすかったというふうに思います。

○司会者

やはり、翌日以降のお仕事の段取りというのは、選任されるまでは決まっていない状態ということですか。

○裁判員経験者 5

そうですね。決まるかもしれないというふうに職場に伝えていきますので、それが、はっきり今日から何日かいませんよという段取りはつけてなかったのも、非常にありがたかったなというふうに思いました。

○司会者

翌日以降がいいのか、それとも例えば、もう少し空いたほうが更にやりやすいのかとか、そのあたり何か他にございますか。

○裁判員経験者 5

遠方から来ている方のことを考えると、やはり間を3日空けるといって、またちょっと大変なのかなと思うので、私の仕事の場合は半日で、土日ちょっとありましたので、その間調整できたので、次の日からでよかったなというふうに思います。

○司会者

なるほど、ありがとうございます。

○裁判員経験者 1

私の場合なんですけども、選ばれて、その日というのは恐らく多分体がもたなかったと思うんですよね。選ばれて、明日からよということで、まず体調を整えるんですよね。そして、職場の人に言うんですよね。断る理由がないということで、何となく体調を整えるしかないということで、私の場合でしたら、やっぱり選ばれて次の日、さあ行くぞというその心構えと体調管理をさせてもらうのによかったかなと。

○司会者

ありがとうございました。

他の2番さん、3番さん、4番さんは同じ日に、選任されたその午後から、証拠調べなりを始めさせていただいたかと思うんですが、その点で、勤務先とか、御家族との連絡に何か支障は生じたかどうかといった点はいかがでしょう。

では、2番さん、どうぞ。

○裁判員経験者 2

私の場合は、決まると、もうこの後、何日間かはというふうに思っていたので、一応そのことは自分の会社には言ってあって、そして、事務所の仕事仲間の人にも言ってあったんで、電話でその日は済ませることができたので、私としては裁判員に決まって、ちょっと不安でいっぱいになったんですけど、どういう中身なのか、その日に知ったというのは、気持ちをちょっと切りかえができてよかったかなって思いました。

○司会者

むしろ、早く、一部でも始まってよかったかなというところが、後から見るとあるということでしょうか。

○裁判員経験者2

そうですね。何か不安のまま帰って過ごすよりは、決まって切りかえて、気持ちとしてはよかったかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

3番さん、4番さん、どうですかね。

○裁判員経験者3

私は、今でもどちらかと言われると、返事に迷うところです。その日から始まってよかったという日程については、2番さんが言われたように、その日からもきちっとという形が、覚悟ができるという点です。半日でも空けてほしいという点については、私は仕事が流動的なものだったものですから、自分が万が一選ばれたときのために、呼ばれた日の前の週から何日間という形で日程が押さえられておりましたので、選任手続も含めて5日間は万が一のことがあったら仕事に出られないであろうと考えていました。会社で初めて裁判員に出席するということもありましたので、例えば、5時、6時に終わって戻って行くとか、あるいはその間に入った休みの日に、会社にとちょっとボランティアではないですけども、行こうということも、止めようというふうに決めて参加しました。1週間分の仕事のスケジューリングを

立てていましたので、その日から始められてもよかったのかなという感想でした。ただ、もう本当にあり得ないみたいな感じで思っていた場合は、やっぱり、ばたばたするだろうと、あと会社も特別休暇という形で対応することになっていましたので、特別休暇の申請にばたばたしたりとか、そういうことを考えると、半日、翌日からしていただいたほうがよかったのかなというふうに、ちょっと2種類、考えてしまいました。

○司会者

会社の中の御理解があって参加していただけたということで、どうもありがとうございました。

4番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

私は、その日に始まったんですけど、私の場合は、仕事をあらかじめ調整して行っていたので、日程的には大丈夫だったんですけど、その日に始まったほうが、私は迷いなくできてよかったなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

審理スケジュールという意味では、それぞれ御参加いただいた事件の内容に応じて、参加の期間はそれぞれ違うんですけども、参加した事件だったら、もうちょっとこう短くできたのではないかとか、あるいはもうちょっとじっくり考えたかったとか、審理スケジュール全体についての御意見やお気付きの点などあれば、教えていただけないでしょうか。

2番さん、3番さんが御参加いただいたのは、ちょっと争いがあるような事件で、他の方は3日、4日ぐらいの審理だったのですが、お二人は特に2週間ぐらい、それも年末の時期にお越しいただいたことで、特に御負担が多かったのかと思うんですが、実際参加していただいて、審理期間というのは、何かもうちょっと短くできたのではないかとか、逆にもう少し更にじっくりやったほうがいいのかと

か、思われたところがありましたか。

○裁判員経験者 2

最初の日にこういう事件でしたということを説明していただいて、そこで、うまく飲み込めてなかったかもしれないですけど、はっきりと分かってなくて、大体ぼんやりっていう感じで、次の日の公判も、一体何があったのかというのを整理する時間がちょっと欲しかったような気もしないでもないですね。1日目に中身を聞いて、2日目に朝からだったので、まず登場人物をちゃんと整理しておいて、どんな流れだったのかというのを、事実じゃなくても、こういうことで、今、こうなっているというのが、自分の中でちょっと落ち着いてなかったというのか、考えがまとまってなかったかと思います。

○司会者

ちょっと2日目の朝から、被害者の方の証人尋問ということで、丸1日、ほとんどその被害者の方の尋問に臨んでいただいたわけなんですけれども、少し整理をする時間があつたほうがより分かりやすかったのではないかと思います。

ありがとうございます。

では、他の方、いかがでしょうか。

4番さん、いかがですか。

○裁判員経験者 4

その裁判自体の流れとかも全然慣れてないというか、やったことがないので、分からないまま流れに乗っていくんですけど、私が担当した事件は、万引きをした後に、捕まえようとした人に対して怪我を負わせたもので、私の印象としては、この万引きをするまでの過程とか、ここにこだわる必要があるかとか、よく分からないときがあつて、審理の時間が長かったかどうかよりも、内容を理解しきれないままで、ちょっと不安になったというのありました。

○司会者

なるほど、分かりました。ちょっとそのあたりのお話はまた、公判審理の冒頭陳述のあたりで詳しく、もう少し伺って、どのあたりに問題があったのかということをし少し取り上げていければなと思っております。

審理スケジュールに関して、選任手続の話とか、スケジュール全体の話も少し御意見を伺いましたが、検察官の立場から何か聞いておきたいこととか、あるいは御質問などございましたら、お願いいたします。

では、どうぞ。

○検察官

先ほどお話がありました事件の裁判員の2番、3番さんが御担当いただいた事件は、私も担当させていただいていたんですけど、日程的にも12月というようなことも恐らくあったんだろうと思うんですけど、連日、開廷が行われる中、証人尋問、証人もたくさんいる中で、初めて裁判に参加されて、裁判員の方、大変じゃないかなというようにところを少し、終わってみて振り返るという感じではあったんですけども、連日、証人尋問が続くというところで、負担というのはなかったでしょうかというところをお伺いしたいと思います。

○司会者

さっき、いきなり始まってしまって、ちょっと十分整理ができなかったというお話をいただきましたけれど、その点も含めて、この事件は全部で証人7名を調べて、更に被告人の話を聞くということで、結構スケジュール的には詰め込んだ感じにはなっていたかと思います。何かそのあたりで、御感想などあればお願いいたします。

○裁判員経験者3

まず、1日目、検察官請求証拠の取調べとかですね、弁護人請求証拠の取調べというのを、午後から経験させてもらったんですが、写真というのをずっと見せられてはいくんですが、何げなくこう見てしまっているというか、えっ、どこが何なのとか、なんでここに、こんな写真があって、誰か指さしてて、何だったのみたいな、裁判に必要なものなんでしょけど、そこがちょっと理解できなかったというのが

1 点目です。あと、5 日間の中で、これって証人が多ければ多いほど、長く続いちゃうものなのかなと思いました。毎日毎日、尋問があつて、休憩があつてという形だったので、一つ一つ、聞きながら整理をする。聞きながら整理をするという形に関しては、休憩を挟んでいただいたので、ほっとした感じはあります。ただ、こう 1 日で、一人とか、濃いというか、ちょっと重い感じがしつつですね、何か聞くと、涙が込み上げてくるような日もありましたし、否認されている人を見ていると、こう力を入れるような場面も感じたりはしていました。だから、本当に重要なところにいるんだなという実感はしていましたので、期間的に、一人一人、大切なことを聞くのには必要なのかなと思いました。

○裁判員経験者 2

私も同じで、ゆっくりというか、休憩を挟んで証人尋問がありましたので、ゆっくり考えることができましたし、負担になるということはありませんでした。その間で、だんだん整理がついていって、あつ、これはこういうことだったんだということが分かってきたりしました。

○司会者

ありがとうございました。

本当に、次から次へ証人が出てきて、なかなか大変な事件だったかと思いますけれども、徐々に頭の中、整理していただけたというふうな御感想だったのかなと思います。

川谷弁護士、御質問ありますか。

○弁護士

スケジュールの関係で、争いがない事件の場合、3 日目の午前中に検察官と弁護人が論告弁論をやつて、3 日目の午後と4 日目の午前中に評議をされて、4 日目の午後に判決というスケジュールになると思うのですが、その刑の長さを決めるというための評議の時間として、これで十分と、十分議論ができたという感じなのか、そこら辺のところ、どういう感想をお持ちなのかというのをちょっと聞いてみたい

なと思うんですけど。

○司会者

評議の話に入ってしまいますけどもよろしいですね。

では、1番さんと、4番さんと、5番さんにお尋ねということでよろしいでしょうかね。

では、もし何か、その刑を考える上での時間が十分だったのか、どうだったのかというふうな御質問かなと思います。詳しい評議の中身は言っていただくことは難しいと思いますが、その今の御質問についてはいかがでしょうか。

1番さんからお願いいたします。

○裁判員経験者1

裁判員の6人とあと補充裁判員の方たちを入れて話し合うのですけども、出尽くした感で、ここだねという落としどころが出たので、私たちの場合は。その間、本当に密度の濃い話し合い、意見を出し合いながら、こう調整をしながらこうなんだということで、本当に出尽くした感で、じゃあ、これでっていうところで、落ち着いたかなと思います。

○司会者

4番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者4

私の場合も、評議の期間というか、時間についてはいいぐらいというか、本当にいろんなことを、いろんな観点で、いろんな人の意見が入りまじっていたんですけど、最後はやっぱりとまとまったんで、逆に、これ以上長くなったら混乱していたのかなとかと思います。

○司会者

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

最初から罪を認めてということだったので、そのあたりの争点はなかったので、とりあえず量刑について、じっくり話すことができました。最初は、いろいろ考えがばらばらだったんですけども、時間としてはよかったなと思います。

○司会者

それでは、次は、審理の内容についての意見交換事項に進みたいと思います。

まず、冒頭陳述について、少し御意見を伺えればと思います。最初の手続の冒頭で、検察官、弁護人が、それから先の証拠によって証明しようとする事実を述べるというのが冒頭陳述でございまして、これについて、何か印象に残っている点、改善すべき点などがあれば、出していただけたらなと思います。先ほど少し、それから先の証拠調べで、何をやるのか十分整理されてなかったというふうな御意見もありましたけれども、もしかしたらそのあたりは冒頭陳述で、双方がどこを聞いてもらいたいかというところをうまく提示できていれば、よりうまくいくのかなという気がします。冒頭陳述について、何か御感想などあれば、お願いいたします。

では、4番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者4

私も裁判について、何も勉強しない、ほとんど無知のままに参加したので、この冒頭陳述とか、その証拠説明とか、いろいろ入っていく前に、その裁判の流れというか、その検察官の方が、こういうところをこういう観点で説明していきますと、弁護人の方は、こういう観点で説明していきますといったような、あらかじめの流れが先に分かっていたらよかったかなと思うんです。全部終わってみたら、あのときのこれはこのときに必要だったんだと分かるんですけど、全部終わって、やっと組み立てられたというか、その骨組みが最初に分かっていたらと思います。

○司会者

大体、審理が始まる前に、私のほうで、パワーポイントでお作りした裁判の流れのチャートみたいなものをお示しして、これからこういうことがありますっていう大まかな説明はしているところかなと思うんですが、それとは違って少し中身に入

った説明をイメージされているんでしょうか。

○裁判員経験者 4

そうですね。不安なままで入っていて、理解しきれなかったということもあるんですけど。

○司会者

もうちょっと、こうあらかじめイメージがついていれば、不安がなかったのかなという感じなんでしょうかね。

○裁判員経験者 4

そうですね、裁判全体のこの部分で、今日はその中のこういう感じでいきますっていうとか。

○司会者

ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。冒頭陳述で、双方がプレゼンを行っていたところかと思いますが、その事件で、どこら辺を注目していけばいいのか、その段階で掴むことができていたのかどうか。

2番さん、どうですか。

○裁判員経験者 2

やはり、最初の日の冒頭陳述のところで、メモというのをいただいたんですけども、最後のほうの論告メモというのが、すごくまとまっていて、最初にそれを見なかったというのがありました。パワーポイントで、どこからそうなるっていくというのは、最初の日に教えていただいて、その食い違うところは分かるのですが、最初は、まず登場人物も覚えなきゃいけないし、そのどんな流れだったのかも覚えなきゃいけなかったりするんで、そこがちょっと最後の論告メモみたいなものが最初にあると、何かこう覚えて理解できたのではないかなと思いました。

○司会者

一応、ポイントになる、この辺が食い違っているということ自体は、提示されて

いるけど、もう少し情報があつたほうが理解できたのではないかと、そういった意味でしょうかね。

他の方、いかがでしょうか。

では、5番さん。

○裁判員経験者 5

冒頭陳述のところは、プレゼンとかを用意していただいたので、ポイントは絞って、こことここで、争点はこういうふうに考えているんだというのは、はっきり示していただいたので、分かりやすかったなというふうに思います。ただ、やはり最初ですので、どのあたりをメモして取るのか、どのあたりを気を付けて聞けばいいのか、分からなかったので、ひたすらメモを取っていたんですけども、そのあたりが1日目の前半において難しかったかなというふうな気がしました。ただ、非常に分かりやすい資料を示していただいたなというふうには思っています。

○司会者

ありがとうございます。

そのあたり、検察官、弁護士の方でコメントございますか。

○検察官

冒頭陳述なんですけれども、検察庁もいろいろ試行錯誤しながらやっておりまして、冒頭陳述は裁判員の方が選任されて、まさに始まったところで、情報をたくさんお伝えしたらいいのか、でも一番最初にたくさん言われても、もう緊張で、やはり情報が多くて、理解ができないところがあって、そこをどこまで削って、食い違いだけを御理解いただくか、といったポイントだけだと、全体像が分からなかったりして、先ほど、論告から入れたらなと言われたんですけど、検察官としては、最後の論告の意見を目指して、冒頭陳述でこういうところをこれから証拠調べでやっていきます、こういうところを見てくださいねということをお伝えした上で、証拠調べの中で、具体的に何があつたのかというのを、一つ一つ証人尋問なり、いろんな証拠の中で、分かりやすくお伝えできないかなというところで、日々仕事をして

いるような感じでございます。

私が担当した2番、3番さんの事案で、冒頭陳述の内容としては、情報量として、否認事件ということで、他の事件よりは知らなければいけない量がちょっと多くなっている事件にはなっているんですけども、情報量としては、ほどよく理解できましたでしょうか。それともやっぱりちょっと、初めの段階で、たくさんでしんどいなというような印象でございましたでしょうかね。何か情報量という点で、御意見いただければなというふうに思います。

○司会者

最初の段階から、余りたくさん、情報が入り過ぎると、その後の証拠調べの中身とどこが違うんだという批判もあつたりとかして、むしろポイントになる部分を絞って、ここら辺を特に見てもらいたいんだというところに絞るべきではないかというふうに、最近では、いろいろ工夫されている中で、そういう形で作られているところだと思うんですけども、先ほどの2番さんとか3番さんの御発言の趣旨としては、その後の証拠調べで何を聞けばいいんだというところまで、必ずしもよく分からなかったと、そういうことになるんでしょうかね。もとは小さくて、恐らく分かりやすかったんだけど、その後の、実際にたくさん続く証人で、何を聞けばいいのかとちょっとこうピンとこなかったという、そういう冒頭陳述はございましたか。

3番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

冒頭陳述メモについては、ああ、こういうふうな流れなんだというので、私は分かりやすかったです。その証拠が挙がってきたときに、ああ、ここ、ここというようにメモを取り始めることができたのですが、スピードが速く、それに戸惑いがあり、どこをポイントにと聞かされているんですが、その情報量の、後から出てくる写真とかの多さに、どこにポイントを当てていいのかわからず、全部大切なのかなと思い、その点が自分の中で、ちょっと解消できなかったというのが本音です。ただ、本当に、こう私たちにも見やすい資料、検察官の方と、弁護士の方からいた

だく資料というのは、すごく分かりやすく、丁寧な感じで、声もきっちりと話していただいて、圧倒されて、聞いておりました。

○司会者

むしろ、今のお話だと、証拠書類とかの取調べのほうが、ちょっと情報量が多過ぎたのではないかと、そういうことなんではないかな。

ありがとうございます。

では、証拠書類とか、証拠調べの話に少し話題が移りましたので、こちらのほうに話を進めて参りたいと思います。

今、情報量に圧倒されたという話が、3番さんからありましたけれども、何かそういうことについても、説明のスピードですとか、あるいは中身自体に分かりにくい点がなかったのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

1番さんが参加したのは、放火の事件だったと思うんですが、放火の現場の状況とか、そのあたりは大体お分かりになりましたでしょうかね。

○裁判員経験者1

全然、その辺は問題なく、きちんと説明されており、スピードもゆっくりで、逆にかみ砕いて説明するほうが難しいんだなっていうことを感じて、弁護士さんの方も、検察官の方も、本当に分かりやすく説明しようと思って、言葉を選んで言ってくれたんで、その辺はありがたかったです。証拠写真のスピードっていうのは、ある程度、重要なものは遅く、めりはりがあって、分かりやすくてよかったと思います。証拠写真に関してはそうです。

○司会者

証拠書類の件ですね。5番さんの事件は、特に3名の若者が事件を起こしたという話でしたけれど、被告人2人のお話と、あと共犯者の少年の供述調書などもそれなりの分量を読まれたかと思いますが、それについてはどういうか、長過ぎるとか、あそこはよかったとか、そのあたりの御意見や御印象があるのか、覚えておられるところはありますか。

○裁判員経験者 5

検察官の方，冒頭陳述だったかどっちか，きちきちっと話をされるので，速かったなという印象はありますが，その証拠品はこれですよっていう提示の仕方は丁寧だったような気がします。その少年の供述調書が，特に長かったんじゃないかなというふうなイメージは，はい，ちょっとあります。

○司会者

確か，3名の共犯者で，起訴されていない少年の供述調書がそれなりの分量があって，また共犯者2名，それぞれの被告人質問があると，結構繰り返しになったような感じがありましたですかね。

4番さん，いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

写真とかの証拠ですかね。

○司会者

写真ですとか，あと供述調書とか，最初の日に恐らくまとめて，検察官のほうで，読み上げるなり，モニターで示すなりして，取り調べがあったかと思うんですが，そのあたり，何か分かりにくかったこととかありましたでしょうか。

○裁判員経験者 4

いや特には，大丈夫でした。

○司会者

万引きをしている場面がモニターで，防犯カメラの動く画像が映されるような場面もあったかと思います。

○裁判員経験者 4

すごく分かりました。

○司会者

ありがとうございます。

では，次の意見交換事項に進みます。今，一部，お話にありましたけれど，証

人尋問とか被告人質問についてお尋ねいたします。いずれの方も証人尋問、被告人質問を順に聞いていただいたと思いますが、質問の意図とか内容に分かりにくいところがあったかどうか、あるいは、尋問されている人の声の大きさとか、話すスピード、あるいは、ちゃんと易しい言葉で、話がされていたのかどうか、そういったところについて、お気付きの点があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○裁判員経験者 2

台詞と言いましょか、発言した言葉とかが、方言とかも入ってないような供述だったりするのが、逆に分かりにくかった。どういう口調なのかも分からないし、その再現みたいな感じであるとよかったのかなという気がしました。

それともう一つ、フェンスか何かの写真があったんですけど、それが、実際こういう様子でしたとって、警察の方が撮られた写真は、畳を代わりに置き、弁護士さんが出した写真は、実物が写真で出ていて、でもその場所で、人が実際にやって見せているわけでもなかったの、これってどうなんだろうかなというのがあって、警察の方も実物を写真で出したり、弁護士さんのものも、そこで人が実際に載っていたりすると分かりやすいのかなと思いました。

○司会者

被害状況を再現している写真が出たんですけど、それが警察の道場で行われていて、実際の現場と少し違う部分があったので、それを前提で証言されたから、少し分かりにくかったということですよね。

加藤検察官、何かありますか。

○検察官

今、御指摘いただいたのは、本当にごもっともだと思います。再現していたのは道場で、道場にはフェンスがないので、畳を積んだような形で、それをフェンスに見立ててやっていたんですけども、必ずしもフェンスの高さとその畳の位置が一致してないということから、被害者の方は、その畳で再現してくださいと言われるので、その畳で再現するしかないわけなんですけれども、そこで、本当のケースと

違うんじゃないですかみたいな御指摘をされましたが、御指摘の点は、今後の証拠の作成方法というところで、よく考えなければいけないところだなというふうに思います。ただ、今回、性犯罪の事件ということで、その現場、外で再現するというのが、御本人のプライバシーもあるところで、他の傷害事件とかとは違って、ちょっとできにくいところはあったんですけども、ただ、そうであってもその高さを測って、畳の高さを揃えとか、そのようなことはできると思うので、今後の改善点だと深く思っております。

○司会者

1番さんは、審理を聞いて、もやもやするのが残ったというのを、最初のところでおっしゃられましたけれども、そのあたりは、被害者と、特に両方の話を聞いて、経過についても聞かれたんですが、尋問の仕方とか、そういったあたりで何か、もやもやが残った理由があるのであれば、参考になるのもあるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

尋問に対しては、そんなに、もやもやというものはなく、このようなことが一般社会で行われているんだなというもやもやが強くて、そこのもやもやだけです。

○司会者

4番さんの事件では、弁護側のほうから精神科の医師が証人として出廷して障害についての説明がされましたけれども、その内容というのは、いろいろ専門用語も多少出てきたかと思うんですが、どこか、その点について分かりにくかったところとか、もう少しこうされたらよかったのではないかと、ございますでしょうか。

○裁判員経験者4

いや、逆にお医者さんが詳しく説明してくださったので、分かりやすかったです。

○司会者

むしろ、しっかり説明をしてもらって、そのあたりが、被告人の問題性を考えるという意味では大きな部分だったかと思うんですが、そこは十分理解していただい

たということでもよかったでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

ありがとうございます。

弁護士の立場からどうですか。担当された事件についてのコメントが何個かありましたけれども。

○弁護士

もやもやが解消されなかったのは、ちょっと弁護人が悪かったのかもしれないんですけど、正直弁護人も何でなのかという部分はもやもやのまま最後まで残っていました。あとは質問としては、実は弁護人の活動の話ではないんですけど、過去に経験した中で裁判員の方が、他の専門家証人に補充の質問をされて、それは非常に鋭い質問で、これは弁護人が聞くべきじゃないのって思うような尋問だったので、非常に貴重というか重要な証言が出たとかいうことがあったんですけど、他方で質問ありますかと振られたときに躊躇されるというか、聞こうかなと思いつつ引っこめちゃうというような裁判員の方の姿も見てきました。

もちろん自由にしてくださいと言われていたとは思いますが、こういうふうにしてもらったらもっと聞きやすいのになということがあれば教えていただきたいなと思うんです。

○司会者

補充で質問していただくということで、私のほうからも、是非、質問してくださいとは言いますが、かえってしてくださいと言えと言え、質問できなくなってしまうというのが正直あるのかなと思いますが、実際、どうでしょうか。事前に少し休憩をとって疑問点などはみんなで少し出し合ったりしながら、じゃあどれを聞きましょうかという形で少し打合せみたいなことはするんですけども、かえってそれで質問しにくいということがもしあれば、そこは私自身も少し工夫し

ないといけないなと思うところではあるので、実際、補充で質問をした方ってどなたかいらっしゃいましたか。

○裁判員経験者 5

いろいろこれはどういう気持ちだったのかなと聞きたいことはあるんですけど、それが裁判に直接関係あるのかどうか、ポイントがずれているのではないかなという気持ちがあって、なかなか聞けないというところがあったんですが、2日目ぐらいいからは、これは聞いても大丈夫というか聞いたほうがいいかなと。余り関係ないことなのかもしれないですけども、裁判員としてちょっと疑問が残るなと思ったことは聞きましょうというような雰囲気でも聞きました。

○司会者

ありがとうございます。

いかがでしょうか。むしろ、聞きたかったけど聞きにくかったというふうな。

○裁判員経験者 4

法廷の中では、どうしてもすごく緊張しちゃうので、その後の休憩のときとかに他の裁判員の方とかと話している中で、あっと思ったりしたことを、休憩の終わり頃にはないですかって聞かれた方が、実際には聞いていただいたんですけど、そういうのが、先ほどおっしゃられたようにポイントがずれていないかなとか、自信が持てないのでとかいう部分に効果があると思います。

○司会者

一応、皆さんの疑問点を言っていただいて、もしかしたら聞きにくいかなというところはこんな質問ですかという形で、少しアドバイスといったらおこがましいんですけど、少し言ってみたりとか、あるいは聞きにくい証人のときは裁判官のほう引き取って、代わりに聞いたりとか、そんなこともして、一応、疑問点は一とおりは聞けたという感じでしょうかね。ありがとうございます。

他の方はいかがでしょう。2番さんと3番さんはかなりたくさんの証人、被告人も含めて聞いていただきましたけども。

○裁判員経験者 3

事前に、休憩中も含めてお話し合いをみんなでしますので、表現の仕方とかというのを裁判長さんも、それぞれに意見をみんなで出しながら、じゃあこの意見はそうですねって同感していただきながら、どういった言葉で伝えればいいとかしながらの質問でした。緊張はしますし、顔も見えているし、被告人だけじゃなくて、傍聴席の方がいらっしゃる。毎日来ている人がいて、何者かなと思い、緊張してしまって、自分だけが詰まってしまうとかありました。自分が軽いことを言っているのかとか、打合せはするんですが、緊張するので、言いにくかったりとかはありましたが、質問できるような環境はつくってくださいました。

○裁判員経験者 2

私も、さっき4番さんが言われたような、休憩のときに、ちょっとこれ聞きたいと思っていても、その場だとやっぱり出てこなかったり、聞こうと思って発言しようとするともう忘れてしまっているんですね。異議とか何か言われたらどうしようとか思うとなかなか勇気が出ないというのがありました。

あらかじめこういうのを言いたいんですけどというふうに聞いてもらって、この言葉は駄目って言っていただけると、聞けたりしたんじゃないかなって今はちょっと思います。

○司会者

最近、法廷でいきなりだと、やはり緊張されるようですので、最初に法廷に入退廷の練習をしに行き、左陪席の裁判官を証人役にして、ちょっと一言ずつ聞いてもらうという練習方法をするようにして、工夫はしています。どうしてもあの場に行くと、緊張して、難しいという方もいらっしゃいますので、裁判所のほうも更に工夫をしていきたいと思っていますところでございます。

論告弁論の話に進んで参りたいと思いますけれども、論告弁論の話を最初から聞きたかったというふうな方もいらっしゃいましたけれども、証拠調べの結果を踏まえて、双方の御意見を言っていただくというのが論告弁論でございまして、その後

の評議でも非常に論告弁論の中身を踏まえた話し合いをされていくということでございます。

これについて、何かお気付きの点などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。特に量刑については、全ての事件で問題になっているかと思うんですけれども、求刑とかあるいは弁護人の量刑についての御意見、これについてなぜそういう意見になったのかという過程が十分理解できるものになっているかどうかといったところは、裁判所としても関心を持っているところでございまして、何か御意見があればお願いいたします。

○裁判員経験者 2

量刑のグラフについて、気になったのは、被告人が反省する期間として、何か科学的に証拠があるのかなとかいうのがありました。例えば、一方はもっと長い時間をつていうふうになったりしたとき、これって過去のデータだけでそういうふうにしていいのかなと思ったりもしました。こういうケースだったら、再犯性があつたりするからこうだ。過去のデータも大事だと思うんですけど、科学的に考えてこうだみたいなのを考えるのかなと思って。

○司会者

もう少し、そういったあたりも検察官、弁護人の御意見の中で聞ければよかったかなという、そういうイメージでしょうかね。

○裁判員経験者 2

はい。

○司会者

過去のデータだけではなくて、それによってどういう刑の効果があるのかといったあたりも、もう少し教えてもらいたいと、そういったイメージでしょうかね。

○裁判員経験者 2

そうですね。科学的にというか、そうじゃないと、それを言われた方も納得いかないで、こういうのだと今までこの刑は何年とかだったけど、再犯性もあるから、

こういう場合は、医学的にこういう年数が出てきたりみたいなものが。

○司会者

特に、性犯罪の事件の場合、どれぐらいの再犯があるのかということが非常に気になられる方もいるかなという気がします。そういった御意見をいただいたということかなと承りました。

他の方、いかがでしょうか。

弁護人の弁論については、量刑グラフ、評議の中で使ったものと同じものをあげて、その中でこの事件はこういう位置付けなんだということを指摘していただいている事件が多かったかなと思いますけれども、そのあたりが分かりやすかったかどうかといったところも御意見を承れればと思っています。

どうでしょうか、どなたか。1番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

それに関してはちょっと私ももやもやがあって、この量刑グラフを参照することなんですけど、結局、たまたま怪我人が出ていない、たまたま大問題になっていない、これってたまたまなんだよねと。でも、これって人死んでいてもおかしくなかったり、怪我人が出ていたりする。それを考慮するとこれでいいのっていうのがある。私はそう思って取り組んだんですけれども、やっぱりこのグラフの中に収めなきゃいけないのっていうのが、どうにも釈然としない。

○司会者

放火の事件を担当していただいたので、その危険性ということが一方で強調されて、それとまた実際の結果がどうなったかというところが、もちろん若干ずれてくる。そうですね、どちらを基準に考えたらいいいのかというところが、もやもやしていた部分の一つでしょうかね。

○裁判員経験者1

今回、近所の人がたまたま外を見ていて発見したという本当に素晴らしい巡り合わせであれなんですけど、裁判員として、結局今まで培ってきた仕事のノウハウを

全てそこにつぎ込んでいたので、どうしてもそれでいいのっていうのは、今、思いますね。

○司会者

分かりました。他の方はいかがでしょうか。

5番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

やはり事件は、その事件によって背景があったりとか、動機っていうんですか、そういうのがあるので、グラフどおりということにはならないと思うんですが、だからといって全く違うような結果は出せないのかなという気がします。

そのグラフを基にというか、いろんなこれまでの判例を基に考えていくものなのかなという気はします。

○司会者

被告人が犯した犯罪自体をどう評価するかということと共に、刑の公平性というところも十分考えていただきたいということを全ての事件で御説明しているところですけど、そういった中でこのグラフを位置付けて使っていくということについて、双方の御意見が出されたかと思うんですが、それ自体がうまく皆さんに伝わったのかどうかというところが、恐らく一つ問題にはなろうかなという気がしております。

何か、検察官、弁護人の方、どうですかね。論告弁論についてお尋ねになりたいことがあれば、お願いいたします。

○検察官

検察官は特にございません。

○弁護士

弁護士も特にございません。

○司会者

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、評議についてですけれども、先ほど時間が十分だったのかということこ

ろについては、少しお尋ねをさせていただいたところでございますが、具体的な話も難しいところでございますので、裁判官のほうの評議における説明について、刑を決める場合の法律の考え方の説明ですとか、あるいは少し話題に出ていたグラフを用いた具体的な刑の決め方ですね。このあたりはどうだったでしょうか。そのあたりの進め方で、やはりもやもやしているところが残ってしまったのか、それとも、もう少しこういうふうにしたらいいいのではないかとかいったあたりがございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○裁判員経験者 3

私たちは性犯罪で、女性ということもありましたが、いろいろ量刑を検討するに当たって、やっぱり女性だったとしても、両方の視点から見ないといけないと思い、お互いの話を聞きながら、あと判例を見させていただきながら、これぐらいの刑なのかというのを実際思ったところでした。いろいろな判例を教えていただきましたし、考え方も事実とかも、自分の中では一方的な偏った見方はいけないと思っていたところでした。

○司会者

ありがとうございました。

他の方、いかがでしょうか。

検察官、弁護士の方で何か、この点について更に申し上げたいことはございますか。

ないようでしたら、あと全体を通じての御意見、審理、評議の全体を通じて、いろいろ御負担が大きいと思われる部分とか、何か、あるいは、裁判官、裁判所職員の対応など、改善すべき点などがございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。どんな点でも結構でございますけれども、何かございますか。

1 番さん、何かございますか。

○裁判員経験者 1

公務員体質で上から物を言われるんだらうなと思いながら行きますと、ところが、

ものすごく考えてくださっていて、ここまで考えてくれているのかと思うぐらいびっくりしました。そこで本当に、じゃあ頑張ろうと思わせていただきましたので、全体的に職員対応はすごく良かったです。

○司会者

そういう感想を求めるというわけではありませんが、問題はないということですね。誠にありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。何かむしろ、こういうところはもう少し、こうしてほしかったという部分があったほうが、我々としてもありがたいところでございますけれども。

4 番さん、どうぞ。

○裁判員経験者 4

どうしても仕様がなないことなんですけれども、被告人だったり、傍聴席の中に例えば家族の方がいらっしゃったりとか、被害者の方、いろんな方がいらっしゃって、自分の顔が向こうからも見えているし、私からも見えていると、どうしても緊張してしまいますし、あと、何かでつながったらどうしようとか、というのがすごく思いました。

○司会者

ありがとうございました。

なかなか顔まで隠してというのは難しい面があるかもしれませんというところですね。そのあたり何か。

○検察官

私たちは、一段低いところにおりまして、横を向いているというところもあるんですけど、恐らくあそこの高いところから傍聴席の関係者とかを目の当たりにしながら初めての経験をされている最中の方って本当に大変だなっていうふうに思っているんですけど、今、司会者の方からもありましたけれども、制度上なかなかお顔を隠したりするような形というのは難しいものですから、そこもお願いしながらや

らせていただいているというようなところでございます。

○司会者

裁判所の中で、裁判員の方に、できるだけ安全に気持ちよく裁判に参加していただけるようにということで、いろんな形で工夫はできる限りはしていこうと思っ
ているところでして、例えば庁内を出られるまではお見送りをしたりとか、いろんな
形でなるべく安心して来ていただければというふうに思っているところでございま
す。どうしても法廷の中で、ある意味、裁く側の者の顔までも見せずに決めてしま
うというのもなかなか難しい面もございまして、そこら辺はまた、御理解をいただ
ければと思っているところでございます。

他の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

評議室の中で裁判官の方と一緒にいろいろ評議をしていくんですけども、もし
裁判員だけでいろんな意見を言い合う時間がとれば、また違ったいろんな意見が
出るのかなと思います。

○司会者

分かりました。御意見として承りました。

では、予定の時間になっておりますけれども、最後に一言ずつ、これから裁判員
になる方へのメッセージということで、裁判員になる方に対するアドバイスやメッ
セージ、あるいは裁判員制度を含む司法全般への御意見、御要望などがあればお聞
かせいただきたいと思います。

では、1 番の方から順番にお願いできればと思います。

○裁判員経験者 1

今後参加される方々へのメッセージということなんですけれども、参加すること
によって、今後生活する上での環境を違った視線で見るという観点が得られるので、
是非とも参加をお勧めいたします。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員経験者 2

私からは、全然遠い社会っていう感じがしているところが、我々に密接なところで、これで社会が動いているんだというのを知ることができ、参加できてすごくよかったなと思います。だから、いろんな人にも参加してもらいたいなと思いますし、もう一回もし当たったとしたら、是非、やりたいなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございます。次の御参加をお待ちしています。

○裁判員経験者 3

私は、参加できる犯罪を選べるわけではないので、難しいところではあるんですが、私もお友達に参加してほしいというメッセージを实际投げかけました。消極的な意見がありましたが、難しい事件ばかりではないと思うので、みんなで体験してみましようという形でメッセージを送りたいと思います。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員経験者 4

自分が裁判員に参加して、今までよりもいろんな犯罪だったりとか、刑についてとか興味も持てたし、目線が変えられたので参加してよかったなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員経験者 5

裁判というのが、ちょっとだけ身近に感じることができました。人が人を裁いているんだなという事実も自分の中で少しだけでも理解できたような気がします。非常に裁判所も丁寧に対応していただいたので、余り困るということもなく、経験することができました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは最後に、検察官、弁護士からも本日の意見交換を通じての感想があればお願いいたします。

○検察官

今日は、本当に、たくさん貴重な意見をいただいて、今後の執務に具体的に役立ちそうな意見を本当にたくさんいただきました。他の検察官にも、今日の貴重な御意見を周知した上で、今後の裁判に向けて取り組んでいきたいと思います。今日はどうも、本当にありがとうございました。

○弁護士

弁護士としても、皆様の貴重な意見をいただけて、これをまた会に報告しまして、今後の裁判員裁判を担当する弁護士によりよい活動をしてもらえるように、ちゃんと伝えていきたいなと思っております。今日はどうもありがとうございました。

○司会者

それでは、報道関係の方からの質問ということで、質問していただこうと思います。

○記者（幹事社）

事前に記者クラブに加盟している各社から裁判員経験者の方への質問を取りまとめていますので、それを幹事社代表として質問させていただきます。

1点目が、裁判員として参加されることが決まって、事前に準備されたことについてというのはございますか。

○司会者

裁判員の候補者に選ばれてからということによろしいですかね。

○記者（幹事社）

はい。

○裁判員経験者 1

私はもう、何も考えず、構えないようにしました。

○司会者

2 番さん，いかがでしょうかね。

○裁判員経験者 2

私は，裁判員用の映画か何かを，市立図書館とかで見られるようになっていたものを見てみました。

○司会者

ありがとうございます。

他の方，何かこういう準備をしたというのは。

○裁判員経験者 4

私は一応，ネットで裁判員を検索して，過去の裁判員をされた方の意見交換会みたいなものなどを一とおりに読んでみました。

○司会者

よろしいでしょうか。

○記者（幹事社）

はい，ありがとうございます。

続いて，裁判中はどのような視点で取り組みましたか。意識した視点とかはございますか。

○司会者

どなたか，いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

裁判官の方から公平っていうことを言われましたので，できるだけそれを考えるようにはしていました。被害者の立場と加害者の立場，両方の立場を考えていきたいというふうに考えて臨みました。

○司会者

恐らく，皆さんから途中途中で感想を伺うときとかに，両方の立場から意見を言われることがありますので，そのときに公平な立場で両方から考えていただきたい

ということを申し上げることが、大体の事件にそういうことがありますので、恐らくそういうことをおっしゃっていただいているのかなと思います。

他の方、いかがでしょうか。2番さん、どうぞ。

○裁判員経験者2

私も、先ほどの方が言われたように、公平な見方を、両方から見たり聞いたりしたことを考えるようにしました。

あとそれから、家族のことも考えたりもしました。被害者とか加害者の方の家族のことも考えて、家族の面から見たらどうなんだろうなということも考えました。

○記者（幹事社）

ありがとうございます。続きまして、量刑を判断する際に悩まれたこととかはありますか。

量刑で、評議する際に、何年とかを決める際の、先ほども話があったんですけども、基準とか判例とか、そういうところで、それをそのまま、それどおりに、それだけを参考に決めていいのかとか、そういうところで悩んだりとか、先ほどの話と重なるかもしれませんが、そういうところで悩んだことはありますか。

○司会者

さっきの、少しお話があったところに、何か更に付加しておっしゃっていただけることがあれば、どなたからでも結構ですけども。

○裁判員経験者2

量刑のグラフっていうのがあったからスムーズにいったのかなとは思いました。感情的な考え方だけで決めてしまうと、もうめちゃくちゃになっていたんじゃないかなと思いますし、やはり、グラフがあったからスムーズにいて、なおかついろんな意見を聞くことができて、スムーズにいったんだなって思います。

○司会者

あくまで一つの量刑の傾向を見ていただくための、その取っかかりという位置付けではありますけれども、それも参考にさせていただいてスムーズに決まったのでは

ないかということでしょうかね。

○記者（幹事社）

ありがとうございます。

次に、裁判員裁判の判決で、例えばですけど、無期懲役が出て、その後の控訴審の判決でそれより量刑が低くなる、懲役25年とかになるような、一審から二審の判決が減刑されるようなケースっていうのもあると思うんですけども、そういったケースについては何か、裁判員裁判として自分が出した答えが覆るようなことについて、何か思われることはありますか。

○司会者

いかがでしょうか。皆さんで出した答えが、控訴ということで高等裁判所に事件がいった後に、審査を受けて、それで覆えったという事件が報道されていることを耳にされたことがあるかと思うんですけども、そのあたりについて何か御意見があればという御質問だと思います。

○裁判員経験者1

裁判員って、公正に、公正につて最初はみんな思うんですけども、やっぱり感情論から入って、徐々にみんな感情を出してくるんですね。無期が25年みたいに落ちる、これ、多分ほっとすると思うんですよ。逆に。それは、有罪が無罪になるっていうことであれば、ちょっとあれなんでしょうけれども、それぐらい大丈夫だと思いますけど。

○司会者

他の方、いかがでしょうか。

実際に、裁判してきたのが高等裁判所でひっくり返ったっていうわけではないので、今初めてお考えになっていただいているという面もあるかもしれませんけれども。仮定のことはなるかもしれませんけど、何か。

○裁判員経験者5

先ほどの公平性とはちょっと違う話になるかもしれませんが、私たちは被害者の

立場というのはどちらかという理解しやすいというか、大変だなという気持ちは持つと思うんですけれども、加害者の方は何でそんなことしたのとか、違うやろ、考え方が、とかいうようなことが多くて、理解が難しいことも多いのではないかなと思います。それで、どうしても感情として重くなっているのかなという気がします。実際担当したわけではないんですけれども、そういう気持ちがあるのかなというふうには思います。

○記者（幹事社）

ありがとうございます。

続いて、裁判員本人や、御自身の家族が被告人から逆恨みされる可能性というのを懸念された方っていらっしゃるでしょうか。もし、いらっしゃれば、どのような、具体的にこういうのが怖かったとか、聞かせてください。

○司会者

どなたか、顔を見られたくないっていう、さっき御発言もありましたけれども、そのあたり、関係者から何か恨みを買うのではないかと、そういう心配になられた方っていらっしゃるでしょうか。

4番さん、さっき、顔を見られたくないというお話しでしたが、具体的に御自分の担当された事件でそういうふうな懸念を持たれたっていうわけではないということなんでしょうかね。

○裁判員経験者4

はい。

○記者（幹事社）

ありがとうございます。

裁判中に職場の理解、協力というのはありましたか。こういう部分で助かったという部分があれば教えてください。

○裁判員経験者3

私は一会社員で、この裁判員裁判制度が始まった段階で、この制度に出席しない

といけない場合についての取り決めができましたので、何日間というのが決まってい
ないということだけに問題があったんですが、環境的には参加しやすかったです
ね。

ただ、いざ自分が実際に勤めている部署になると、何で、みたいなの。どうしてっ
ているのはありました。だから、会社の理解はあるんだけど、自分のいる部署での
理解は少し微妙という感じでした。

○司会者

ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。1 番さん、先ほど発言ございましたが。

○裁判員経験者 1

私のところで、代表が、次は断ってねと軽いタッチで言われたんですけども、
周知と理解はその程度なんだということが問題だと思うんですよね。一部上場企業
であったりとか、そういうことがあればきちんとはできるんだろうけれども。この
間、夜、働きますということで何とか収めたんですけども、まだまだその辺の周
知だと思うんです。身体障害者だから行けないんだよねと言ったら、車いすを準備
していますし、必要とあればヘルパーを準備しますと言われた。そこまで万全を期
して、こちらの裁判所も取り組んでくださっているの、それをやっぱり広めてい
かなきゃいけないのかなと思いました。

○記者（幹事社）

ありがとうございます。

代表質問の最後に、裁判員の経験前後の心境、生活などの変化、影響というのは
ありますか。

○司会者

これも一部、先ほどの話と重なる部分もあったかと思いますけれども、どうで
しょうか。

○裁判員経験者 1

一線を越えたところの人たちの罪などの見方が全然変わってきました。

○司会者

他の方、いかがでしょうか。

皆さん経験されてよかったっていう思いなんですかね。

どっちかっていうとよかったかなって思われる方は。

(全員挙手)

ありがとうございます。

○記者(幹事社)

代表質問は以上です。

○記者

私からは二つあるんですが、実際に裁判員裁判のときに、アドバイスってどんなアドバイスをいただいたのかなっていうところと、その期間を通じて心に残った言葉とかエピソードとかがあれば教えていただきたいなと思います。

何かスムーズにいく手段など、裁判員裁判を引き受けてやっていく中で、弁護士の方とか、検察官の方とか、裁判官の方とかから何かアドバイスを受けましたっていうことを、今後引き受ける方のために何かあればお願いします。

○裁判員経験者 5

上司一人にしか伝えていなかったんで、アドバイスは誰からももらっていません。

○記者

期間を通して心に残った言葉とかは。

○裁判員経験者 5

心に残った言葉っていうわけではないんですけど、最後に判決を伝えたときの被告人の方の表情っていうのが、やはりずっと心に残っていて、今もそうなんですけど、罪の重さっていうのを感じているんだっていうような表情をしていたので、その表情については、恐らくずっと自分の心に残っているんじゃないかなというふうに思います。

○司会者

何か、心に残ったことということで、何でも構わないということだとは思いますが、けれども。

○裁判員経験者 3

私は、この期間事実をきっちり見極めて、子育ての中でも使っていこうとか、その冷静な判断をするのに自分の中ではすごく貴重な日数になりました。実際私たちが経験したものは、せっかく見たり聞いたりしたものがありますので、自分の身近なものに都度利用していきたいなと考えています。

○司会者

ありがとうございます。

では、報道関係の方からの御質問は、以上ということでよろしいでしょうか。

それでは、裁判員経験者の方は、本日は長時間、どうもお疲れさまでございました。大変貴重な意見をいただきまして、皆様の御意見を参考にしながら、今後とも法曹三者で裁判員制度をもっとよりよいものにできるように努めてまいりたいと思います。

これで、意見交換会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。